

PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善 に関する実践研究事業中間報告書

1 研究のねらい

県内特別支援学校に在籍する幼児児童生徒は、障害の重度・重複化の傾向にあり、知的障害を主な対象とする特別支援学校においても、肢体不自由を併せ有する児童生徒が増加している現状にある。

障害の多様化に対応するため、特別支援学校（平成18年度1校、平成19年度8校）では、授業（自立活動を中心に）や職員研修会において、PT、OT、STの活用を試行した。PT、OT、STの指導・助言等により、幼児児童生徒の変容や障害の理解、指導への活用等、様々な成果が見られた。

一方、単年度の取り組みということもあり、PT、OT、STの視点による幼児児童生徒の課題把握と課題への対応等及びPT、OT、STの指導・助言の授業への還元については、指導力や実践力の向上を含め、引き続き検討する必要がある。さらに、PT、OT、STと教職員との連携の在り方や組織への位置づけも課題として残された。

県としては、各学校におけるPT、OT、STを活用した授業づくり（指導力や実践力の向上を含む）や個別の指導計画への活用等の情報の共有化、自立活動と教科・領域を合わせた指導とのつながりを踏まえた教育課程の在り方を本研究を通して探る必要がある。

そこで、研究テーマを「PT、OT、STとの連携による障害の多様化に応じた授業づくりと教育課程の編成～校内組織・体制の整備と自立活動等における指導方法の改善を中心に～」とし、特別支援学校において、PT、OT、STの活用による校内組織・体制の整備と教員の指導技術研修、自立活動等の授業改善を通し、多様な障害種に対応する教育課程の編成や指導方法の充実を図るための実践研究を行うこととした。

2 研究内容

1) 県教育委員会

1. 事業推進会議開催（年1回）

県教育委員会、各指定校、PT、OT、STによる推進会議を設置し、実践研究事項や実施計画の共通理解と共に、研究の方向性や各指定校での実践への指導・助言等を行う。

2. 指定校自立活動担当者連絡協議会開催（年2回）

各指定校での実践研究の進捗状況の確認や評価等を行うとともに、各指定校間の連携及び情報の共有化を図る。

3. PT、OT、STスーパーバイザーによる巡回訪問実施

各指定校及びPT、OT、STに対して、専門的見地から指導助言をするスーパーバイザー3名（PT、OT、ST各1名）を委嘱する。スーパーバイザーは、県教育委員会担当者と一緒に指定校への巡回訪問を行う。巡回訪問では、対象幼児児童生徒の様子や自立活動等の授業の実際を参観し、校内組織・体制や実践研究内容等を確認し、改善点及び今後の方向性等について助言する。

4. 報告書の作成（中間、最終）

実践研究の成果と課題をまとめる。

2) 指定校

1. PT、OT、STの授業への活用

幼児児童生徒の実態把握や個別の指導計画の作成、教材・教具の工夫、評価方法等についてPT、OT、STの指導・助言を受け、授業及び指導方法等の改善を図るとともに、専門的な視点から教員の指導力の向上を図る。

2. 校内自立活動推進組織及び体制の整備

PT、OT、STを活用した自立活動推進の校内組織・体制を整備し、自立活動推進に係る会議や連絡会、ケース研究等を定期的に行う。

3. 職員研修会の実施

PT、OT、STを講師とした職員研修を行い、教員の指導力の向上を図る。

4. 校内授業研究会の実施

各指定校において自立活動等の授業研究会を実施し、授業及び指導方法等の改善を図る。

5. 教育課程等の検討

多様な障害種に対応する教育課程の検討を行う。

6. 指定校における実践研究の報告

実践研究の内容及び成果と課題についてまとめ、県教育委員会に報告する。

7. 実践研究報告会の開催（2年次）

指定校3校において、実践研究報告会を開催し、県内特別支援学校や地域の幼稚園・保育所等、小・中学校、高等学校、関係機関等に成果を報告する。

3 評価の方法

研究成果の評価については、次の方法による。

- ・ スーパーバイザーによる巡回訪問において、PT、OT、STと連携した授業の参観及び学校からの実践研究の進捗状況の説明により確認する。
 - ・ 指定校自立活動担当者連絡協議会において、各校のPT、OT、STとの連携の状況及び実践研究の進捗状況について確認する。
 - ・ 年度末の実践研究報告において、各校の実践研究の成果と課題を確認する。
- また、次の観点により評価する。
- ・ 対象幼児児童生徒の変容について
 - ・ 自立活動等の授業改善について
 - ・ 教師の専門性の向上について
 - ・ 多様な障害種に応じた教育課程の編成について
 - ・ 校内支援体制及びPT、OT、STとの連携の在り方について

4 研究経過

指定校8校において、研究内容であるPT、OT、STの授業への活用や校内自立活動推進組織及び体制の整備、職員研修会の実施、校内授業研究会の実施、教育課程等の検討を推進した。

指定校におけるPT、OT、STの配置状況は、表1の通りである。

表1 外部専門家の配置状況

指定校	外部専門家（人数）	活用回数
ろう 聾学校	ST（1人）	月2回程度
秋田養護学校	PT（3人）、OT（1人）	週2回～月2回程度
比内養護学校	PT（1人）、OT（1人）、ST（1人）	月1回程度
能代養護学校	PT（7人）、OT（1人）、ST（1人）	交代で月1回程度
天王みどり学園	PT（1人）、OT（1人）	月2回程度
ゆり養護学校	ST（1人）	週1回
横手養護学校	PT（2人）、OT（2人）	交代で月2回程度
稲川養護学校	PT（1人）	週1回

また、県教育委員会において、研究内容である事業推進会議や指定校自立活動担当者

連絡協議会の開催、PT、OT、STスーパーバイザーによる巡回訪問を実施した。

以下、指定校及び県教育委員会での取組と特徴的な実践例を紹介する。

1) PT、OT、STの授業への活用

自立活動等の授業について、PT、OT、STからの指導・助言を受けた。その他では、聴力測定の実技指導、摂食指導、食事動作や姿勢の改善、歩行動作や立位、座位姿勢の改善、三層強化段ボールを使用した教材づくり等で指導・助言を受けた。

また、ゆり養護学校では、一人の児童生徒に対するSTの支援を4回とし、授業参観及び実態把握（2回）からSTによる指導・助言、指導・助言を踏まえた教員による授業実践（検証）というサイクル化して実践した。

2) 校内自立活動推進組織及び体制の整備

各指定校とも校長、教頭、学部主事、研究主任、自立活動部主任、各学部自立活動担当者、PT、OT、ST等をメンバーとした自立活動推進委員会（自立活動検討委員会、連携推進委員会等）を組織し、推進するための校内体制を整備した。自立活動推進委員会では、本事業の概要を含む取組状況の報告や協議を行い、その内容を職員会議で報告し、全職員への情報提供と共有を図っている。

また、自立活動コーディネーターを配置している指定校もあり、PT、OT、STとの窓口となり、児童生徒の支援の経過報告や継続した連携の役目を果たしている。

天王みどり学園では、「連携会議」「連絡会」「ミーティング」「研修会」「授業研究会支援」を組織して推進した。年5回の定期的な連携会議の開催により、支援の成果の確認と課題を解決することができ、連絡会では、支援を受けている児童生徒の変容について事例報告を行った他、月1回テーマを設けて実施してことで、職員が成果を共有することができた。

3) 職員研修会の実施

長期休業中を中心に、職員研修会を実施した。各校で実施した研修会の主なものは次のとおりである。

- ・ 姿勢の保持・安定について
- ・ 正しく椅子に座るための姿勢づくり、大人の腰痛予防
- ・ 子どもの行動を感覚・運動機能の視点で理解する
- ・ 補聴器について
- ・ 聴覚障害児の心理面について
- ・ 心理検査の実技指導
- ・ 摂食指導
- ・ 発達プログラム、コミュニケーションの発達プロセス
- ・ 介助法
- ・ 玩具を使用した子どもへのかかわりについて

4) 校内授業研究会の実施

各指定校において、自立活動の授業研究会（全校研究会、学部研究会、初任者授業研究会等）においてPT、OT、STが参加し、助言をもらった。

能代養護学校では、初任者研修における研究授業で取り上げられた合同自立活動について、事前学習にあたる授業を2度PTに参観してもらい、姿勢保持に関すること等についてアドバイスを受け、教具や授業環境等の改善を図ることができた。

天王みどり学園では、学校公開研究協議会、小学部の授業研究会についてPT、OTを活用した。授業改善のために、主に自立活動を中心に学習しているグループの児童生徒について、実際の授業を通して、座位や臥位のポジショニング、感覚、認知面の理解など児童生徒の主体的な動きを引き出すための具体的な手立て、そのための教材教具について指導を受けた。学習指導案の検討では、適切な実態把握とねらいの焦点化について指導を受けた。このことで、望ましい学習環境づくりや児童生徒の姿勢・行動を細かく評価することができるようになった。

稲川養護学校では、小学部合同「遊びの指導」（全校研究会）において、PTによる授業参観を実施した。肢体不自由を併せ有する児童について、授業中の姿勢の保ち方や個々の目標に向かうために有効な体位等についてPTから助言を得た。さらに、全校研究会の前時に1回、また、自主公開授業の前時に1回、計3回、同じ授業にPTによる授業参観を実施し、継続的な助言の場を設定することで、授業改善を推進した。

5) 教育課程等の検討

各指定校において、重度重複障害の児童生徒についての自立活動を中心に教育課程の検討に取り組んだ。本事業を契機に、肢体不自由を併せ有する児童生徒について、自立活動に関する教育的ニーズを再度洗い出したり、PTスーパーバイザーや肢体不自由を対象とする他の指定校の教員等を招いての研修会を実施し、教育課程や指導内容・方法の充実が図られるよう検討したりしている。

6) 県教育委員会による取組

1. 事業推進会議・指定校自立活動担当者連絡協議会

平成20年9月30日に外部専門家8名（スーパーバイザー3名を含む）、指定校担当教諭、秋田県教育委員会特別支援教育課による本事業推進会議を開催した。外部専門家や指定校担当者等が初めて一同に会し、本事業の主旨の確認や今後の推進について協議した。

協議では、本実践研究推進への多くの提言を得た。各校で研究を推進するにあたり、必要な設備、備品、消耗品等について、現在、不足しているものは何かなどをデータとしてまとめておくことが必要である。三層強化段ボールやウレタンクッションなどはとても有効であり、その応用や開発、活用による子どもの変化などについて、写真等があるとより実践的な報告にすることができることが助言された。

また、外部専門家との連携について、指定校での実践の具体的な成果をまとめると共に、学校で求める外部専門家へのニーズや医療と教育の立場による児童生徒の見方の違い、個人情報扱いを含めたシステムづくりの必要性など、2年目に向けて

の課題を明らかにしておくことが助言された。

指定校自立活動担当者連絡協議会については、平成20年11月27日に開催し、事業の進捗状況と今後の推進について確認した。

なお、2回目は平成21年2月26日に開催予定である。

2. PT、OT、STスーパーバイザーによる巡回訪問実施

PT、OT、STそれぞれについて、秋田大学の教授、助教にスーパーバイザーをお願いし、各指定校を訪問し、支援の実際を確認し、支援の在り方や校内体制、本実践研究の進捗状況等について、助言をもらった。実施状況は、表2のとおりである。

スーパーバイザーが外部専門家として支援している3校の指定校については、県教育委員会が訪問し、状況の確認や改善点等を伝えた。

表2 PT、OT、STスーパーバイザーによる巡回訪問実施状況

指定校	訪問日	訪問スーパーバイザー
稲川養護学校	平成20年11月13日	工藤PT（職員研修会を兼ねる）
ゆり養護学校	平成20年11月14日	武田ST
横手養護学校	平成20年12月8日	高橋OT
能代養護学校	平成21年2月6日	工藤PT
比内養護学校	平成21年3月4日	高橋OT

5 成果と課題

評価の観点について、成果と課題をまとめる。

1) 成果

1. 対象児童生徒の変容について

すべての指定校において、PT、OT、STからの指導・助言により、多くの児童生徒の変容が見られた。以下、その変容の事例を紹介する。

- ・ 頭部が安定したため、姿勢も安定し、活動に集中して取り組むことができるようになった。手元に視線を向けやすくなったことで、自発的な手指の動きが出やすくなった。
- ・ 階段歩行の支援で、階段を一步ずつ降りる動作が確立した。
- ・ 自力で椅子に座ったり、ウォーカーでの歩行が上達したりするなど、児童の移

動能力が高まった。

- ・ 食べる量が増えたり、むせる回数が減ったりした。摂食指導の面では、生徒の緊張や嚥下の様子を考慮して、スプーンの形状や大きさを変え、従来の車椅子での食事から介助者が抱きかかえて支援するようにした。それによって、緊張に合わせて姿勢を変えたり、嚥下しやすいように量やスプーンの運び方を調整したりするスキルが向上した。
- ・ 正しい姿勢、少ない支援でも自分で食べられることが増えた。椅子とテーブルの調整やお盆の下に台を置いたりして、安定した姿勢で食事ができるようになった。自分でコップをもちやすいように肘を置く台を設置し、介助者の支援を減らしても自分で飲み物を飲めるようになった。
- ・ 排泄や要求に関するジェスチャーが家庭でも確立した。

2. 自立活動等の授業改善について

PT、OT、STからの助言により、自立活動等の授業改善が推進されている。

特に児童生徒の実態把握や課題設定、教材・教具の開発・工夫等に効果を感じている指定校が多い。

指定校においては、児童生徒の重度・重複化が進み、教師による実態把握が難しくなっている現状がある。外部専門家の助言により、児童生徒の全体像がつかみやすくなり、新たな気づきにつながったり、的確な実態把握を基にした課題設定や授業内容等を設定することができたりしている。具体的には、手指機能を高めるためには肩や上肢全体の筋力をアップさせる必要があるという助言が、課題設定と支援方法の改善につながったり、ストレッチ方法の助言が、個別の自立活動における活動内容の確立と活動量の確保につながったケースもある。

教材・教具については、医療的な視点から、目標に向けたステップを提示されたり、より効果が見込まれるものを紹介されたりすることで、児童生徒の課題に合った教材・教具の開発や工夫が多くなっている。

また、授業の事前に学習指導案の検討や学習環境の整備について指導を受け、研究協議会において指導助言を受けたことにより、支援内容の具体的な手だてや評価を改善することができた。さらに、外部専門家からの助言をそのまま授業等に取り入れるのではなく、教師が課題意識をもち、どう授業づくりに生かすかを大切にするという意識が高まってきている。

3. 職員の専門性の向上について

職員研修や授業を参観してもらったの助言を通して、知識や技能面で向上を図ることができたという教員が多い。具体的な成果としては、次のようなものがある。

- ・ 職員研修会の実施で、抱っこされる側、する側双方に快適な方法や腰痛を含む介助法の理論や、マカトン法を含むコミュニケーション支援の知識向上を図ることができた。
- ・ 児童生徒の身体の見方、コミュニケーション指導の考え方として言葉を表出するための土台となる動作や模倣等の様々な力を伸ばすことが大事であることに気づいた。

- ・ 姿勢や運動の障害に応じたバランスボール等、教具の有効な使い方と、その理論的な根拠を知ることができた。
- ・ 直接授業場面でPTから助言を受けることで、医療的な知識を得たり、技能面での向上を図ったりすることができた。

また、当初は、題材の始まりの時期に助言を受けることが多かったが、継続して助言を受ける中で、授業づくりには、外部専門家の評価が必要であると感じ、課題のステップアップの際に助言を受けるようになってきたり、複数のPT、OTからの助言を受けて、様々な課題からの指導の重要性を認識し、児童生徒の今一番優先的に取り組まなければならない課題を捉えることができるようになってきたりと教師の意識の変化も見られるようになってきている。

さらには、PT、OT、STの視点から自校の取り組みを見直すきっかけにもなったという指定校もある。

4. 多様な障害種に応じた教育課程の編成について

教育課程の編成については、まだ具体的な成果としてあげる指定校は少ない。児童生徒の実態に応じ、教育課程を弾力的にとらえ、改善していこうとするマインドが醸成されてきており、実際、学部によって、1単位時間の弾力化や日課表の時間帯の一部変更等、改善に取り組んでいる指定校もある。

5. 校内支援体制及びPT、OT、STとの連携について

本事業を契機に、自立活動等の校内組織がなかった指定校においても、自立活動推進委員会の設置や自立活動コーディネーターの配置等が行われ、校内支援体制は整備されてきている。PT、OT、STとの連携についても、自立活動コーディネーターを中心に、各地域や指定校の実情に応じた連携が成されている。

また、指定校の中には、PT・OT連絡会におけるケースカンファレンスを、外部専門家からの指導助言を受けるだけの場ではなく、教員とPT、OT、STが、それぞれの立場での話し合いができる場に発展してきたところもある。

2) 課題

1. 授業改善への一層の取組

PT、OT、STの助言は、児童生徒の実態把握や課題設定等に活用されることが多く、指導方法やその評価等についてはまだ十分に活用されているとはいえない。外部専門家による授業参観やカンファレンスなど、回数や時間が限られており、継続した支援が難しいことが大きな要因であるが、限られた時間の中で、効果的な活用を考えていく必要がある。

また、自立活動の授業における助言がほとんどであり、集団学習における助言の反映にはまだ至っていない現状にある。

今後は、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に沿った課題の明確化やPT、OT、STからの助言の取り入れ、支援サイクルの確立、授業研究会への参加など、

一部の指定校で実践されている方法を、他の指定校でも導入することにより、授業改善に繋げていくことができる活用を工夫したい。

2. 全校教職員への助言の反映

自立活動に対する職員の意識に差があると捉えている指定校が多い。自立活動についてPT、OT、STから指導・助言された内容を、自立活動担当者や授業者だけでなく、全教職員で共有し、専門性を高めていく必要がある。そのための方策として、授業研究会への参加と記録の共有を推進したい。

なお、記録等は個人情報が含まれることから、その管理についても検討する必要がある。

3. 保護者との連携

学校におけるPT、OT、STの支援内容について、保護者によっては十分理解されていない場合もある。授業参観や面談、連絡帳、通信等により伝えているものの、児童生徒の課題設定や自立活動のねらい、PT、OT、STの支援内容について、保護者の理解を得る取組が必要である。授業参観の機会を増やしたり、PT、OT、STとの話し合いの機会を設定したりすると共に、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」作成時の面談と日常的な連携を充実させていく必要がある。

6 今後の展望

今年度の指定校での実践や事業推進会議等において課題となった点を中心に、次年度に向けての展望は次のとおりである。

1) 指定校における実践研究の推進

指定校においては、今年度の成果と課題に基づいた実践研究を推進する。指定校3校において、自立活動等の授業公開を中心とした実践研究報告会を開催し、県内特別支援学校や地域の幼稚園、保育所等、小・中学校、高等学校、関係機関等に研究の成果を報告する。

2) 自立活動充実のための環境の整備

自立活動を充実させるために必要な備品や消耗品等について、外部専門家の助言とその効果について指定校での実践で検証し、整理していく。

また、多様な障害種に対応する教育課程等を推進する上での人的、物的環境や効果的な活用等について検討していく。

3) 教育と医療の立場からの見方の調整

事業推進会議においては、教育でかかわる立場と医療でかかわる立場での児童生徒の見方に違いがあり、その整合性が難しいという意見があった。また、PT、OT、STでも学校という教育環境での見方と病院という治療環境での見方にも違いがある他、対象となる児童生徒が、学校と病院とそれぞれ違うPT、OT、STからの支援を受けるケー

スもある。個人情報保護の問題もあるが、これらの情報の共有と整合性について、システム化の必要性を含めて検討していく。